

旧統一協会等による被害の防止・救済を求める意見書

旧統一協会（世界平和統一家庭連合）の悪質な靈感商法による高額な印鑑や壺の売りつけ、高額献金の強要など、多くの被害実態が社会問題となっている。

全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、約３５年間で相談件数は３万４千件を超え、被害総額は１，２３７億円に及ぶとされている。旧統一協会の靈感商法は刑事裁判で断罪され、民事裁判でも違法性が繰り返し認定されてきた。２００７年から２０１０年にかけて警察が強制捜査などによる摘発を進め、１３件、３０人以上の信者が逮捕されている。

このように、旧統一協会が多大な被害を発生させたのは、政治家が教団関連団体の催しに出席したり、祝電を送るなどした結果、旧統一協会の活動に「お墨付き」を与えることになったためであると指摘されている。

地方議会の議員も含めた政治家と旧統一協会との関係性は、今も全容解明に至っておらず、引き続き調査・究明の徹底が求められている。同時に、深刻な被害を受けている信者やその家族への救済及び被害防止のための対策は焦眉の課題である。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、下記の事項について要望するものである。

記

- １．被害の実態を早急な把握と救済を行うこと。
- ２．地方自治体の消費生活相談窓口における相談員の拡充や研修の実施など、消費者相談の体制を強化するための予算措置を行うこと。
- ３．マインドコントロールなど悪質な勧誘行為による寄附の強要を禁止すること。
- ４．専門家や支援団体等の意見を十分に聴取し、いわゆる宗教二世問題の当事者や家族への救済・支援のための法令や体制の整備を行うこと。
- ５．反社会的な活動を行う組織と政治家との関係を完全に断ち切ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 ４年１２月１４日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、
文部科学大臣、消費者庁長官